

奈良MR I 被害弁護団について

1 事件の概要

MR I 被害弁護団（東京）が作成した「事案の概要」を参照（①）。

要点をまとめると、本件は、

- 米国に本社のあるMR I が、
- 「顧客から預かった出資金を第三者機関の信託口座に預託して安全に管理し、アメリカの診療報酬請求債権（MARS）の回収事業に投資する」旨説明して日本国内の顧客から出資金を受け取ったが、
- 少なくとも平成23年以降は、「別個に管理する」とされていた各信託口座間で預託金を移動し、出資金を投資に回すことなくそのまま他の債権者への配当に充てていた、
- また、そのような状態になっていたにもかかわらず、なお上記のような説明で出資の勧誘を継続し、現に出資金を受け取っていた

という事件。

2 これまでの動きと今後の予定

2013.04.26 証券取引等監視委員会による行政処分勧告

→同日 金融庁が第二種金融商品取引業の登録取消処分及び業務改善命令（②）

2013.05.08 東京で「MR I 被害弁護団」が記者会見

2013.05.09 東京弁護団による電話相談開始

2013.05.12 東京弁護団による第1回被害者説明会、原告団募集開始

2013.05.15 MR I から米マスコミ宛に金融庁の処分を争う旨のプレスリリース

2013.05.20 東京弁護団から上記プレスリリースへの反論声明

2013.05.22 東京弁護団がラスベガス入りし、米国の協力弁護士らと現地打合せ

2013.05.24 奈良弁護団記者会見

2013.05.25 13～15時 兵庫県弁護士会姫路支部による被害者説明会 @姫路支部会館

2013.06.03 18～20時 奈良弁護団による被害者説明会及び個別相談会

@奈良弁護士会館

3 奈良県の状況

現在、消費生活センター及び当弁護団が把握しているかぎりでも、十数名程度の県内被害者がおられる様子。

4 奈良弁護団の活動予定

現在、東京弁護団では、米国の弁護士や当局と協力して、MR I 及びその代表者の資産の凍結・保全や代表者らに対する刑事告訴等、民事・刑事両方の側面から対応を検討中です。

本件については、保全の対象となり得る資産の大部分が米国にあることや、刑事事件となった場合には東京地検の取扱いとなるであろうことから、全国の弁護士が別個に動くよりも、東

京弁護団を中心に足並みを揃えた方が被害者の救済にとって有利であろうと考えられます。

そこで、奈良弁護団としては、今後、以下のような活動を予定しています。

(1) 奈良県周辺の被害者の方を対象とする説明会の定期開催

東京弁護団と連携しつつ、東京で開催される被害者説明会に出席できなかつたり、落ち着いた環境でゆっくりと説明を聞きたいといった被害者の方を対象として、弁護士会館などで定期的に説明会を開催し、現在の状況や弁護団の動き等について情報提供を行う予定です。

(2) 奈良県周辺の被害者の方を対象とする個別相談の実施

自身の事案についてはどのように考えればよいのかを具体的に検討したいといった相談や、MRⅠ以外にも同様の投資被害に遭っており、そのことについても相談したいといったニーズに対応するため、集団説明会の前後に個別説明会を実施することや、弁護団員の事務所で個別の相談を受けることを予定しています。

(3) 二次被害の防止

本件のような投資被害の事案では、被害者が、関連会社や保証協会、官公庁、裁判所、弁護士（弁護団）、被害者の会、警察、探偵等を名乗る人間から「被害給付金が分配されることになったが、受取りには〇〇〇万円の預託金（あるいは手数料や裁判費用、弁護士費用等）が必要」などと言われて更に金銭を騙し取られる悪質な二次被害が発生するおそれがあり、本件についても、現に、そのような被害が確認されています。

また、被害者が、発生した多額の損害を補填しようとするあまり、同じような投資被害に繰り返し引っかかってしまうということもよくあります。

当弁護団では、報道機関各位や行政・警察とも連携しつつ、二次被害の防止にも力を入れていきたいと考えています。

5 弁護団窓口

【奈良MRⅠ被害弁護団】

全体事務局 兼 北部担当事務局（総合窓口 及び 奈良県北部にお住まいの方）

〒630-8238 奈良市高天市町1-1 高天飯田ビル6階

やすらぎ法律事務所 皐月宏彰 弁護士 TEL：0742-24-2003

南部担当事務局（奈良県南部にお住まいの方）

〒634-0078 奈良県橿原市八木町1丁目6番23号 大和信用金庫八木支店ビル4階

やまと法律事務所 野島佳枝 弁護士 TEL：0744-24-5315

【MRⅠ被害弁護団】（東京弁護団）

事務局（全国の被害者の方に対応）

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

MRⅠ被害弁護団 事務局

TEL：03-5363-5667（平日の午前10時～午後4時まで）

HP：http://www.mri-higaibengodan.jp/contact/